

茂原市中小企業再建支援金について

千葉県中小企業再建支援金を受給した事業者に対し、茂原市独自の支援金を給付しています。

◆申請期限

令和3年2月26日(金)16時

対象要件は、広報もばら10月1日号またはウエブ申請フォームをご覧ください。



※一部業務を茂原市から株式会社JTB千葉支店に委託しています。

問 工商工観光課 (6階)

☎ 20 1528、FAX 20 1604

障害者週間

12月3日(水)～9日(水)

～共生社会の実現を目指して～

私たちの誰もが、学び、働き、暮らす権利を持っているにも関わらず、障害のある方には、社会参加を困難にさせる障壁や差別があります。障害のある方が、地域で暮らし、共に生きていくために、社会的障壁を取り除くとともに、皆さんの温かい理解と配慮が必要です。皆さんのお互いを尊重し支え合う気持ちで、「障

害のある方へ何かできることはないかな？」の配慮をお願いします。

・視覚障害者のための点字ブロックの上に、自転車等の駐車はやめましょう。

・聴覚障害者のために、FAXやメールなど電話番号以外の問い合わせ先も案内しましょう。

問 障害福祉課 (2階)

☎ 20 1666、FAX 20 1610

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働く全ての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」が改正されました。

令和2年10月1日から時間額925円(従来の923円から2円引き上げ)

千葉労働局ホームページ

<https://site.mhlw.go.jp/chiba-roundoukyoku/>

問 千葉労働局労働基準部賃金室

☎ 043 (221) 2328

茂原労働基準監督署

☎ 0475 (22) 4551

知っていますか?

障害者差別解消法

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。この法律では、行政機関や民間事業者等に不当な差別的取り扱いを禁止し、また、過重な負担がない合理的配慮の提供を、行政機関等には法的義務とし、民間事業者等には努力義務としてうたっています。

また、相互理解の促進をすすめるために、地域住民等への啓発活動をするという基本方針があります。

問 障害福祉課 (2階)

☎ 20 1666、FAX 20 1610

特設人権相談所を開設します

12月4日(金)～10日(水)までの「人権週間」にちなみ、特設人権相談所を開設します。

人権相談は、親子・夫婦・相続などの家庭問題、名誉・信用・差別・いじめ・体罰などの人権に関することについて、人権擁護委員が相談に応じています。相談は無料で秘密は厳守されます。

◆日時

12月8日(水)10時～15時

◆場所

市役所5階504会議室
ほのおか館

また、定例相談を毎月第2火曜日(市役所)・第4木曜日(ほのおか館)、13時～16時に行っています。

なお、人権擁護委員の任期満了に伴い、富田新平氏と鈴木健一氏が10月1日付けで委嘱されました。

問 生活課 (2階)

☎ 20 1505、FAX 20 1600

令和3年新年交歓会の中止について

令和3年新年交歓会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたします。

問 秘書広報課 (3階)

☎ 20 1512、FAX 20 1601

冬の交通安全運動実施

12月10日(水)～19日(土)ハイビーム こまめに活用 事故防止

年末は、何かとせわしない時期です。ふとした不注意が思わぬ交通事故につながりかねません。交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践して、

交通事故防止に努めましょう。

年末は飲酒の機会も多くなる時期ですが、飲酒運転は絶対にしてはいけません。家庭や職場等で、飲酒運転は「絶対しない・させない・許さない」を徹底しましょう!

また、夕暮れ時や夜間の交通事故を防止するため、自転車や車は早めのライト点灯に、歩行者は反射材の活用にご協力をお願いします。

問 生活課 (2階)

☎ 20 1505、FAX 20 1600

医療従事者に係る各種届について

◆対象および届出の内容

①医師・歯科医師・薬剤師の免許をお持ちの方は、12月31日現在の就業状況の届出が必要です。

②12月31日現在、県内で就業している看護職員、歯科衛生士および歯科技工士の方は届出が必要です。

◆提出期限 いずれの届出も令和3年1月15日(金)まで

【提出・問合せ】

長生健康福祉センター(長生保健所) 総務企画課

☎ (22) 5167